

補装具費支給の流れ

1. 申 請



2. 判 定

①または②の判定が必要となります（修理等、判定が不要の場合もあります）

①文書判定

意見書（有資格医師が記入したもの）・見積書を元に、障害者更生相談所で判定を行います。

②来所判定

障害者更生相談所へ行き、判定を受けます。



3. 支 給 決 定

役場から申請者に決定通知書を送付します。また、事業者には支給券を送付します。



4. 制作・修理

完成した補装具を、意見書を作成した医師または障害者更生相談所が確認（適合判定）します（適合判定は省略する場合もあります）。



5. 受領・支払

補装具を受け取り、支給券に受領した旨を記入し、利用者負担額を事業者に支払います。公費負担額は役場から事業者へ支払います。